



# 明細書作成の注意事項：審判実務者研究会報告書2025（化学分野・サポート要件）

## エグゼクティブサマリー

特許庁審判部「審判実務者研究会報告書2025」（テーマ3：特許化学）は、化学分野の発明においてクレーム範囲をカバーする実施例が不足している場合のサポート要件を中心に検討した報告書である。参考判決①～⑦（知財高判）を横断的に分析した結果、出願時の明細書作成における実務的な注意事項が多数抽出されている。本報告書の核心は、「課題解決の認識を導くロジックが演繹的か帰納的か」によって、明細書に求められる記載内容が異なるという点にある。[1]

---

## 1. サポート要件の判断規範

### 基本的な判断基準

サポート要件の判断規範として、「偏光フィルムの製造法」事件（知財高大判平成17年11月11日）の大合議判決が基礎となっている。その規範は以下のとおりである。[1]

特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべき[1]

この規範を踏まえ、報告書では「演繹的ロジック」と「帰納的ロジック」という2種類のアプローチによってサポート要件の充足性が判断されることを整理している。[1]

---

## 2. 注意事項①：課題解決の「ロジック」を明細書に明示する

### 演繹的なロジックとは

発明の構成要件と課題・効果の技術的な関係が理論的に説明できる場合、演繹的なロジックが成立する。例えば、参考判決③（アトピー性皮膚炎・IL-4Rアンタゴニスト抗体事件）では、抗IL-4Rアンタゴニスト抗体がIL-4のシグナルを遮断するという機序が技術常識と明細書の記載から演繹的に導かれるとして、mAb 1以外の広範な抗体についてもサポート要件充足が認められた。[1]

演繹的ロジックが成立する場合の実施例の最低限は、\*\*「効果を発揮する上で最も不利な1点」\*\*が示されていれば足りると研究会では概ね意見が一致している。理論的には実施例がゼロでもサポート要件を充足し得るが、化学分野では現実的には困難なことが多いとされる。[1]

### 帰納的なロジックとは

技術的關係／機序が不明確なまま実験データを積み重ねて課題解決を示す場合、帰納的なロジックとなる。この場合、クレームの範囲に応じた**十分な種類・数の実施例**が不可欠となる。食品の味覚や官能試験に関わる発明（参考判決⑦・減塩醤油類事件参照）などは典型例であり、数値範囲の上限・中央・下限を網羅した実施例がないとサポート要件が否定されやすい。[1]

#### 実務上のポイント：

- 明細書に「なぜこの構成要件で課題が解決できるか」を、可能な限り技術的な理由とともに記載する[1]
- 演繹的説明が可能な発明であれば、そのロジックを明細書中に明示することで、実施例が少なくてもサポート要件を維持できる可能性が高まる[1]

---

## 3. 注意事項②：「技術的關係／機序」を明細書に記載する

### 構成要件と課題・効果の技術的な関係を記載する

報告書では、サポート要件適否判断において注目される事項として「技術的關係／機序」が最重要事項の一つとして挙げられている。具体的には以下の内容を明細書に記載することが推奨されている。[1]

記載すべき事項	説明
構成要件を定めた目的	なぜその成分・パラメータが必要かの理由
数値を調整したときの物性への影響	上下限値の根拠となる技術的説明
発明の課題と解決手段の対応関係	どの構成要件がどの課題に対応するか
作用機序・メカニズム	課題が生じる原因と解決の仕組み
各構成要件の技術的な意義	省略・変更した場合にどのような影響があるか

## 作用機序は「仮説」でも許容される

研究会では、技術的關係／機序について、科学論文における「仮説」段階のものでも許容されるという点で意見が一致している。また、「ボロン酸化合物製剤事件」（平成30年（行ケ）10158, 10113）の判示として、\*\*「厳密な科学的証明に達する程度の記載までは不要」\*\*であることも確認されている。[1]

化学分野では出願時に十分なデータを準備することが困難であるという事情が考慮されており、推定の範囲内（仮説）として機序を記載する機会が多い。ただし、仮説であっても実施例と矛盾しないように記載することが重要である。[1]

## 4. 注意事項③：実施例の記載方針

### クレームと実施例の関係に応じた記載方針

クレームと実施例の関係によって、求められる実施例の内容が異なる。[1]

**(a) クレームが実施例の「上位概念」である場合**（例：特定の化合物の実施例に対し、クレームが化合物クラス全般）

- 技術的關係／機序が理解できれば、実施例が少なくてもサポート要件を充足しやすい[1]
- ただし、課題解決に共通点の少ない化合物の種類で実施例を示すと主張しやすくなる[1]

**(b) クレームが「数値範囲」を規定している場合**

- 数値範囲の**上限・下限・中央の3点**が実施例で示されていると説明しやすい[1]
- 「課題解決に最も不利な数値（例：食塩濃度の最下限）」でも課題を解決できることこのデータや作用機序の説明が求められる[1]
- 参考判決⑦（減塩醤油類事件）では、課題解決に最も有利な数値の実施例しかなく、不利な端部についての手がかりがないとしてサポート要件が否定された[1]

## 比較例の重要性

参考判決④（白色ポリエステルフィルム事件）では、特性（a）（b）を満たす7つの実施例と特性を具備しない3つの比較例が対比的に示されており、これによって課題解決の認識が明確に支持された。比較例を積極的に記載し、クレームの構成要件が課題解決に必要であることを対比的に示すことが有効である。[1]

---

## 5. 注意事項④：技術分野ごとの特性を踏まえた記載

### 化学寄りの発明は実施例の充実が重要

研究会では、課題解決技術の技術的關係／機序が「物理寄り」か「化学寄り」かによってサポート要件判断に差が生じると議論された。[1]

- **物理寄り**（パラメータと物性の対応関係など）：予測可能性が高く、サポート要件を充足しやすい傾向[1]
- **化学寄り**（界面活性剤による黄変抑制など化学的变化を伴う機序）：結果の予測がしづらく、実施例の充実が必要[1]

また、効果の評価が官能試験のように客観性・定量性の低い方法による場合は、サポート要件が厳しく判断される傾向があると指摘されている。[1]

### フィルム・樹脂・塗料等の競争が激しい分野

フィルム、樹脂、塗料といった出願が多く競争が激しい分野では、実施例がない領域に安易にクレームを拡張することに対してサポート要件が厳しく判断される傾向があるとされている。このような分野では、クレームの広狭と実施例の充実のバランスを特に意識する必要がある。[1]

---

## 6. 注意事項⑤：技術常識の活用と限界

### 技術常識で補足できる場合

技術常識による補足は、主に**演繹的な説明を補強する場合**に有効である。参考判決③のように、構成要件の機序が技術常識から演繹的に説明できる場合、技術常識によってサポート要件充足のロジックを補強することが可能である。[1]

参考判決①②（ガラス事件）では、ガラス組成の調整に「通常の試行錯誤」を行うことが技術常識であると認定され、これを踏まえてサポート要件が充足されると判断された。ただし、これは各成分の役割が知られ、構成成分の種類や割合についての選択肢が限定的であるガラス分野の特殊事例であり、一般化には慎重を要するとされている。[1]

## 技術常識では補足できない場合

参考判決⑤（PVAフィルム事件）・⑦（減塩醤油類事件）のように、課題が生じる機序・解決する機序が明らかでない場合は、技術常識による補足は不可能と考えるべきである。これらのケースでは、そもそもサポート要件充足につながる技術常識を仮想的に想定することすらできなかったのではないかと評価されている。[1]

### 注意点：技術常識と進歩性の矛盾

進歩性が同時に争われている場合、サポート要件についての技術常識の主張と、進歩性についての技術常識の主張との間で矛盾が生じないように注意が必要である。特に、技術常識を用いてサポート要件充足を主張すると、同じ技術常識を根拠に進歩性が否定されることにもなりかねない。[1]

---

## 7. 注意事項⑥：特殊パラメータ・独自測定方法に関する記載

報告書では、独自に考案した測定方法や特殊パラメータが規定されている発明については、通常の公的測定方法と比較して、より充実した記載が求められると指摘している。[1]

測定方法の種類	求められる記載
公的な測定方法が存在する場合	目的・数値調整時の物性への影響等の記載で足りることが多い
出願人独自の測定方法・特殊パラメータの場合	実施例での十分な裏付けが必要。係数の算出根拠等の記載も要する場合がある

---

## 8. 注意事項⑦：任意成分・付加的成分についての記載

参考判決⑦（減塩醤油類事件）では、他の成分（調味料・酸味料）の影響が考慮されずに課題解決の認識が論じられたことが問題となった。[1]

これを踏まえ、発明に他の成分（任意成分）が含まれる可能性がある場合は、以下の事項を明細書に記載しておくことが推奨されている。[1]

- 任意成分の位置づけ（必須か否か）を明確に記載する
- 任意成分の効果への影響はないか、あってもわずかであることを記載する
- 他の要因によって技術的關係／機序が影響を受け得る場合には、予め反論や限定できるような内容も記載しておく[1]

## 9. 参考判決の整理（サポート要件の分水嶺）

以下の表は、報告書が分析した参考判決①～⑦のサポート要件判断結果を整理したものである。[1]

参考判決	発明の分野	判断結果	判断の基礎	ロジック
①「ガラス」事件（令和5年）	ガラス	○（充足）	明細書＋技術常識	演繹的（試行錯誤が技術常識）
②「光学ガラス」事件（平成29年）	ガラス	審理不尽（差戻）	明細書＋技術常識	演繹的
③「アトピー性皮膚炎」事件（令和6年）	抗体医薬	○（充足）	明細書＋技術常識	演繹的（アンタゴニスト機序）
④「白色ポリエステルフィルム」事件（平成28年）	プラスチック	○（充足）	明細書	帰納的（実施例が充実）
⑤「PVAフィルム」事件（平成29年）	プラスチック	×（不充足）	明細書＋技術常識	帰納的（機序不明、実施例不足）
⑥「羅漢果配糖体」事件（平成29年）	食品	○（充足）	明細書	帰納的（最不利点に近い実施例あり）
⑦「減塩醤油類」事件（平成28年）	食品	×（不充足）	明細書	帰納的（課題最不利点の実施例・機序欠如）

## 10. 明細書作成チェックリスト（化学分野）

報告書の議論を踏まえ、出願時の明細書作成における実践的なチェックリストを以下にまとめる。[1]

### 【クレームと実施例の関係】

- [ ] クレームが数値範囲を規定する場合、上限・下限・中央付近の実施例が揃っているか
- [ ] 課題解決に最も不利な数値（端部）における実施例またはその根拠が示されているか
- [ ] 比較例によって構成要件の必要性が裏付けられているか

#### 【技術的關係／機序の記載】

- [ ] 各構成要件を採用した目的・理由が記載されているか
- [ ] 数値の上下限の技術的根拠が記載されているか
- [ ] 作用機序（仮説レベルでも可）が実施例と矛盾なく記載されているか

#### 【課題解決のロジック】

- [ ] 演繹的に説明できる発明であれば、そのロジックが明細書中に示されているか
- [ ] 帰納的な発明であれば、クレームの範囲を網羅するに足りる実施例が記載されているか

#### 【任意成分・他の要因への配慮】

- [ ] 任意成分の位置づけと効果への影響が記載されているか
- [ ] 他の要因が技術的關係に与える影響についての記載または反論が可能な記載があるか

#### 【特殊パラメータ・独自測定方法】

- [ ] 特殊パラメータが用いられている場合、その算出根拠・定義が記載されているか
- [ ] 公的な測定方法が存在しない場合、実施例による十分な裏付けが示されているか

#### 【技術常識との整合性】

- [ ] 技術常識を援用する場合、進歩性との矛盾が生じないか検討しているか
- [ ] 技術常識を超える部分については実験データによる裏付けが準備されているか

---

## References

1. [01\\_chemistry.pdf](#) - テ  
ー  
マ  
3  
(  
特

許  
化  
学  
)  
事  
例  
研  
究  
1

事例研究1 テーマ3 (特許化学)

サポート要件

論

点

論点1 : ◆本件発明のクレーム範囲をカバーする実施例が不足している場合、  
サ...